

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和 5年 2月20日

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1		12	定員に対して十分な机を用意し、状況によってパーテーションの設置と席の移動を行い、個別のスペースを確保しています。 感染拡大防止の観点から考えると、スペースは十分とは言えませんが、利用時のマスク着用の徹底、常時換気、定期的な消毒により対応しています。	利用児童一人当たりの広さは、法令基準を満たしています。 活動に応じて席の配置を工夫して、より良い環境づくりに努めてまいります。 また、感染防止については、岡山市の感染拡大防止策に基づき、徹底した対応をしております。	
	2		12	基準よりも多い職員を配置し、療育に関わる職員は全員保育士資格などの有資格者が対応しています。 法令に従って配置ができていますか、管理者・リーダー・運営全員で関わり、ミスのないよう三重のチェックをおこなっています。		
	3		12	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	事業所の玄関前にある段差については視覚的に注意ができる配慮として黄色のテープを貼っています。 今後、スロープの設置を検討し、すべての利用児童の活動や支援に支障がないよう、環境の整備に努めてまいります。	
	4		12	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている		
業務改善	5		12	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している		
	6		12	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている		
	7		12	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も公式Webサイトで公開してまいります。	
	8		12	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。	
	9		12	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している		
適切な支援の提供	10		12	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	モニタリングや面談などから得た情報をもとに、児発管、療育を担当する指導員や保育士による支援会議をおこない、保護者のニーズや児童の課題により適した計画の作成に努めています。	
	11		12	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	書類の統一と整備をおこない、年齢や児童の状況に合わせてアセスメントツールを使用しています。	
	12		12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援（本人支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	保護者様との緊密な情報交換を通し、現在の課題の整理と新しい課題の設定を踏まえ、支援内容を設定しています。 また、支援内容はケース会議・支援会議で話し合いをおこない、より具体的な支援ができるように努めています。	
	13		12	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	支援計画は、療育担当が常に確認できる様、個人の療育ファイルにも添付しています。 また、児童発達支援管理責任者が計画に沿って支援がおこなわれているかを適宜確認しています。	
	14		12	活動プログラムの立案をチームで行っている	管理者・児発管・児童指導員・保育士・作業療法士など、さまざまな立場から意見を出し合い、児童の状況や課題に応じたプログラムをチームで立案しています。	
	15		12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	活動内容は、自社のカリキュラムに沿うと同時に、課題に対するアプローチの仕方を変化させ固定化しないようにしています。	
	16		12	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	個別活動と集団活動を、特性や発達段階・年齢、保護者様のニーズに応じて、計画的に組み込んでいきます。	
	17		12	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる内容や役割分担について確認している	毎朝ミーティングを行い、その日の支援方針や内容について話し合いをおこない、目的や注意事項を確認し、支援内容を決めています。	
	18		12	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	支援終了後、支援内容を報告し合い、職員間で情報共有を図っています。 気になる点などはすぐに児発管へ報告をおこない、対策・改善策をミーティングで話し合い共有しています。	
	19		12	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	日々の支援内容を必ず記録し、職員間で共有できるようにしており、すぐに検証と改善ができるようにしています。	
	20		12	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6ヶ月以内に必ずモニタリングをおこない、児発管と療育担当と現状の児童の成長や課題、保護者様からいただいた情報などを加味しながら、支援計画の見直しについて検討しています。	
	21		12	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	担当者会議には児童の状況や変遷、現状の課題や保護者様の思いを最把握している児発管や療育担当者が参加しています。	
	22		12	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	関係機関と日々の様子や困りごと、注意点や目標を共有・相談をおこない、連携した支援ができるようにしています。	
	23		12	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24		12	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
25		12	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	個人情報保護の観点から、保護者様からの要望があった場合のみ、支援目標や内容などの情報を共有し、相互理解を図っています。		
26		12	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	個人情報保護の観点から、保護者様からの要望があったときのみ支援目標や内容などの情報を共有し、相互理解を図っています。		
27		12	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	専門機関へ定期訪問させていただき、助言を受けています。 現在、感染拡大予防の観点から参加を控えていますが、岡山支援部会などにも参加し、連携や研修をおこなっています。		
28		12	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	地域の読み聞かせ会など積極的に参加していましたが、現在は感染拡大防止のため交流は控えております。	感染拡大防止の観点から、外部交流は控えており、再開についても慎重に検討してまいります。	
29		12	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	協議会や地域部会へ参加していましたが、現在は感染拡大防止のため交流は控えております。	社会の情勢などを勘案し、参加を検討してまいります。	
30		12	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	日々の送迎時や家庭連携の際に、利用の様子や支援内容について説明をおこない、同時に保護者様からも、学校やご家庭の様子などをお聞きし、共通理解を図っています。		
31		12	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	ペアレントトレーニングについては、家庭の状況やニーズに合わせておこなっています。 日頃から児童への対応について相談がある際には、助言や意図もお伝えするように配慮しています。		
保護者への説明責任等	32		12	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	ご契約時や質問があった際にできるだけ丁寧な説明をおこなっています。また、職員研修でも周知を図っています。	
	33		12	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	ガイドラインの総則の基本活動を組み合わせた支援をおこなっています。 特に支援内容については、直接指導にあたる職員の意見を踏まえ、統一した支援ができるよう努めています。	
	34		12	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	ご相談やご質問、お悩みについては、日頃からコミュニケーションをとり、相談しやすい関係性を構築しています。 定期的に保護者面談を行い、相談があれば助言と支援をおこなえるよう心掛けています。	
	35		12	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	感染拡大防止の観点より、現時点では父母の会の活動支援や保護者会などは控えていただいております。	保護者様のご意向を伺い、感染拡大予防のためのリモートでのオンライン会議の開催を検討してまいります。
	36		12	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	ご対応窓口を設置しており、苦情には速やかに対応できるようにしています。 普段より保護者様と連絡を取り、相談や申し入れがしやすいように努めています。全てのご意見に対し迅速かつ適切に対応できるよう心掛けています。	
	37		12	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	季節ごとに「COMPASSだより」を発行し、また公式Webサイトでは最新情報の他、毎日、事業所の活動内容がブログで紹介されています。	
	38		12	個人情報の取扱いに十分注意している	写真掲載など個人情報に関わる場合には保護者様の確認書面により同意を得ています。 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い使用し、施錠できる書庫で保管しています。	
	39		12	障がいの子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	児童の特性や保護者様の状況に合わせて、十分に配慮した情報伝達手段で意思の疎通を図っています。	
	40		12	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	現時点では、地域の方をご招待するなどの交流は積極的に企画するまでに至っておりません。	学習主体の支援形態であるため時間配分への配慮と保護者様によっては通所を秘匿されたい方もおられるため、保護者様のご意向に沿って、慎重かつ充分な配慮の上、検討してまいります。
	41		12	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	マニュアルは策定し、室内の見やすい場所に掲示しております。定期的な発生を想定した話し合いも職員間でおこなっています。	
非常時等の対応	42		12	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	地震・火事・不審者などへの避難訓練を実施し児童の安全の徹底と、災害時に職員間の連携を図るようにしています。	
	43		12	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握している	アレルギーについては、初期アセスメントで必ず聞き取りをおこない、全職員共通理解とともに定期的な情報確認をおこなっております。	
	44		12	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	契約時に保護者様から聞き取りをおこない、児童のアレルギーと対応を確認、全員で周知徹底しています。	
	45		12	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハットは報告書を作成し、職員に回覧・周知し、事例集にまとめています。	
	46		12	虐待防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	虐待防止の委員会を設立し、虐待に関する研修を行い、虐待防止マニュアルに沿って対応しています。 さらに他の施設や学校、家庭での虐待事案ごとにミーティングをおこない、振り返りをするなどで虐待防止に努めています。	
	47		12	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	現在身体拘束が必要な児童のご利用はありませんが、利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護する為、やむを得ず身体拘束を行います場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしています。	